

左京区役所 広告付き周辺案内地図 仕様書

1 概要

- (1) 提案を募集する業務
左京区役所における広告付き周辺案内地図の設置（1基）
- (2) 設置場所
左京総合庁舎（京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2）
1階 地域力推進室まちづくり推進担当横（別紙2「位置図」参照）
- (3) 業務の内容
左京区役所の周辺案内地図を作成・設置し、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載する。
- (4) 設置期間
令和6年4月1日～令和9年3月31日
（詳細は別途協議のうえ決定するものとする。）

2 各部仕様

- (1) 本体
 - ア 縦2,100mm×横3,300mm程度の大きさで作成すること。
 - イ 本体は、地震時等含めて転倒・落下しないよう、壁面又は床面に固定すること。
 - ウ 周囲と調和のとれた色合いにすること。
 - エ 電照タイプとする場合は提案書に盛り込むこと。なお、その電気料は受託者負担とする。
 - オ 本体下段にA4冊子が収められるラック（アクリル製）を概ね30個、市民しんぶん（タブロイド版）が収められるラック（アクリル製）を2個備え付けること。
- (2) 周辺案内地図
 - ア 本体内に収まり、縦1,000mm×横1,000mm以上の大きさで作成すること。
 - イ 公共施設・災害時の避難場所等の地点や公共交通機関の路線図等の表示について、左京区役所と内容の調整をすること。
 - ウ 色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。
 - エ 地図上に所在する広告主の表示を行うこと。
 - オ 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1度は案内地図全体を張替えること。
- (3) 公共交通機関時刻表
 - ア 周辺案内地図とは別に地下鉄松ヶ崎駅及び左京区役所近辺のバス乗り場の時刻表を表示できるスペースを縦90cm×横70cm程度の大きさで作成すること。
 - イ 作成に当たり、左京区役所と内容の調整をすること。
 - ウ 時刻表の表示は左京区役所が行う。
- (4) 広告枠
 - ア 地図上に所在する広告主の広告を表示すること。（写真・名称・電話番号等）
 - イ 広告と地図上の箇所とを番号等で対応させておくこと。
 - ウ 枠数・サイズは自由とするが、本体内に収まる大きさで作成し、1枠が極端に大きく又は小さくならないようにすること。
 - エ 広告の内容については、事前に京都市に広告案を提出し、承認を得ること。差替えを行う場合も同様とする。

- オ 「本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。」等の表示を施すこと。
- カ 病院・診療所（歯科を除く）の広告は掲載しないこと。

3 その他

(1) 設置費用・広告料金等

- ア 制作・設置・移設・撤去に関する一切の費用を負担すること。また、電照タイプとする場合、設置にあたっては本体と共に電気コンセントも設置すること。電気コンセントの設置位置については、左京区役所と協議を行うこと。
- イ 広告料及び行政財産の目的外使用料については、年度分を、各年度当初に支払うこと。
- ウ 電照タイプとする場合の電気料については、年度ごと、精算払いとする。

(2) 留意事項

- ア この仕様書に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、京都市広告事業実施要綱、京都市広告掲載基準、その他関連法令・規程に定めるところによるものとする。
- イ その他の条件については、別途協議のうえ定めるものとする。